

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第90号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

■第25回桑名駅西土地区画整理審議会を開催しました。

平成30年2月13日、桑名駅周辺整備事務所において第25回桑名駅西土地区画整理審議会を開催し、以下の審議をいたしました。

1. 審議会会長及び副会長の選出について
会 長：宇佐美辰夫委員
副会長：伊藤美壽委員
2. 審議会委員の議席の決定について
3. 桑名都市計画事業桑名駅西土地区画整理事業に係る評価員の選任について
津地方法務局 桑名支局長 古瀬智之氏
4. 桑名都市計画事業桑名駅西土地区画整理事業に係る仮換地指定の軽微な変更について（報告）



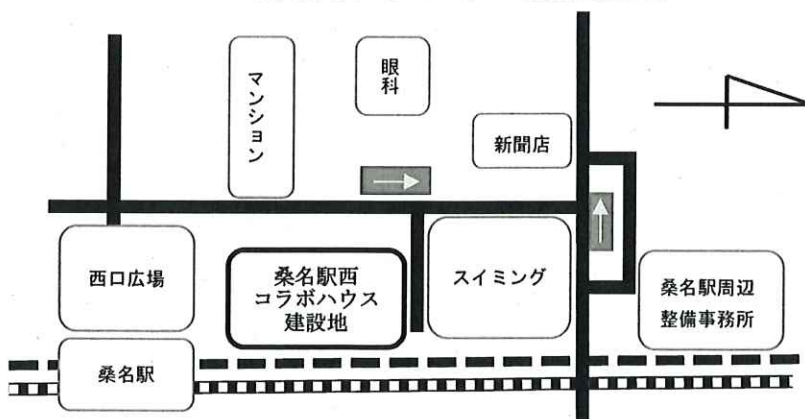
■中断移転住宅の名称が「桑名駅西コラボハウス」に決定しました。
桑名駅西コラボハウス完成にともない内覧会を行います。



内覧会日時：平成30年3月26日（月）
受付時間 15：00～17：30

平成30年4月1日（日）
受付時間 9：00～16：30

「桑名駅西コラボハウス 建設位置図」



◇内覧会当日は住宅内部の見学をしていただけます。

◇上記受付時間内でご都合の良い時間にお越しください。

◇駐車場は内覧会会場に数台分ありますが、満車の時は桑名駅周辺整備事務所の駐車場をご利用ください。

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

（問い合わせ先：桑名県税事務所 ☎（0594）24-3614）

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又は サンファールにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅周辺整備事務所で発行しています。（認印が必要です。）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 □□□番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

事業に関するお問い合わせ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅周辺整備事務所 区画整理補償課

市街地整備課

計画・補償係

管理係

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp

まちづくり整備係

工務係

E-mail: shigaichim@city.kuwana.lg.jp

TEL : 0594-24-1439

TEL : 0594-41-4401

TEL : 0594-24-1196

TEL : 0594-24-1368

FAX : 0594-24-6338